

基 発 0414 第 2 号
平成 29 年 4 月 14 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する
指針等について

平成 29 年 3 月に公布された労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 29 号。）による労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）の改正により、医師又は歯科医師から労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条の 4 に基づき行われる意見聴取を行う上で必要となる当該労働者の業務に関する情報を求められた場合、当該情報を提供することが事業者の義務とされたところであり、法第 66 条の 5 第 2 項の規定に基づき公表されている健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 8 年健康診断結果措置指針公示第 1 号）について、本日付けで所要の改正が行われ、平成 29 年 6 月 1 日から適用されることとなった。

改正点は別紙 1 の新旧対照表のとおりであり、改正後の指針は別紙 2 のとおりであり、別添のとおり関係事業者団体等に対して周知したので了知するとともに、貴局においても関係者に対して周知されたい。